

SS（サービスステーション）過疎地対策の手引き

長野県産業労働部 産業政策課

長野県石油商業組合

2024年4月1日 第2版

Contents

はじめに	1
対策により目指すところ	1
SSを取り巻く状況	2
中山間地等過疎SS地の現状	3
市町村の取組状況	4
市町村が主体となる取組	5
県が主体となる取組	10
国による支援	11
労働力の確保	15
取組事例	15

【はじめに】

- ・燃料需要の減少等により全国的にSS数が減少するとともに、県内でもSSは減少し、市町村内のSSが3か所以下の「SS過疎地」や「居住地と最寄りのSSまでの距離が15km以上離れている地域がある市町村」が増加している。
- ・一方、地域では、現状で生活等に支障がないため特に課題を感じていないが、SS事業者の状況によっては、予期せず地域からSSが無くなってしまうことも考えられる。
- ・そのため、この手引きでは、長野県内の中山間地域におけるSSの維持・設置について望ましい体制を示すとともに、地域住民・SS事業者・行政等の関係者が今後のSSのあり方を検討するための手引きとして作成する。

【対策により目指すところ】

- ・暮らしを守り、地域コミュニティを維持して、持続可能な地域づくりを目指すため、以下のいずれかの方針により、SSを維持する。

- ① 住民生活の維持や災害時に備え、1市町村に1か所を維持
- ② 効率的な運営を図るため、生活圈や商圈が同一の複数市町村と連携した広域エリア（片道30分圏内）で維持

- ・合わせて以下の観点から踏まえて検討する。

- ① 住民の利便や自立した運営を図るため、燃料に併せ、食料品や日用品等生活必需品の販売や配達を実施
- ② 地域コミュニティ機能を付与することで「小さな拠点」*として位置付け
- ③ 地域の基幹集落にあるSSを優先維持
- ④ 災害時における緊急車両、避難所等重要施設等への燃料供給体制の確保

* [小さな拠点 イメージ]（出典：「小さな拠点」づくりガイドブック）

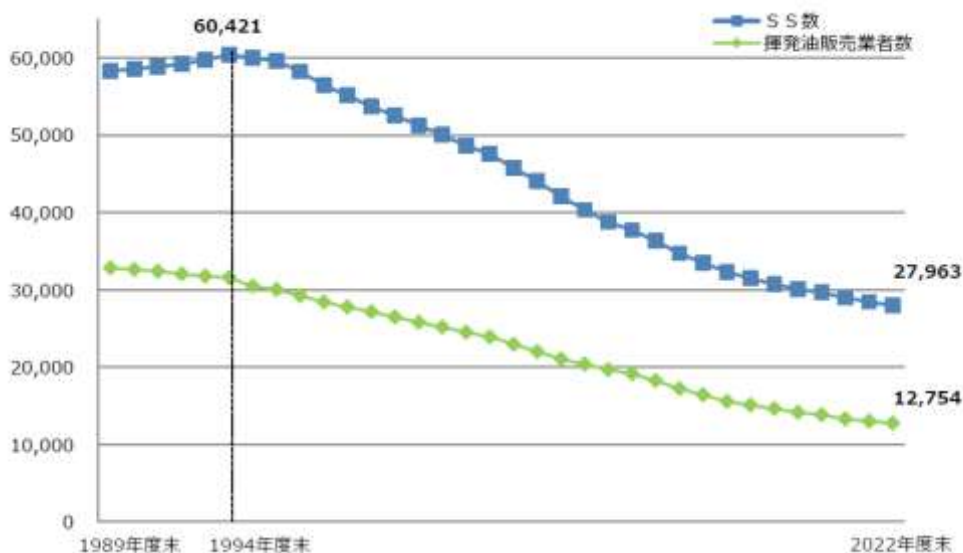


【SSを取り巻く状況】

- ・自動車の燃費改善やハイブリッド車・電気自動車の普及等による燃料需要の減少、後継者難などから、全国的にSSは減少している。
- ・住宅の省エネルギー化やオール電化が進む一方、寒冷地を中心に暖房用の灯油の需要は高く、地域のSSから各戸へ配達による供給が多い。
- ・消防法令の改正（H23.2）により、危険物の流出防止措置が義務化され、地下埋設タンクの漏えい防止措置等に多額の費用が必要になっている。

◆ 全国のSS数の推移

ピーク時（1994年）60,421 → （2022年）27,963 △54%



(出典)資源エネルギー庁調べ

◆ 県内のSS数の推移（出典：資源エネルギー庁調査）



◆ 今後の燃料需要の見通し

- 今後の燃料需要は、ハイブリッド車・電気自動車の普及や蓄電池の性能向上・コスト減等技術進展の状況に左右され、これまでの人口減少・燃費改善等の需要減少に加えて、電気自動車等の普及の不確実性が加わることになる。



(出典)資源エネルギー庁統計、石油製品需要見通し

【中山間地等SS過疎地の現状】

- 中山間地域では、人口減少・少子高齢化のほか、都市部への通勤や買い物に併せて給油する等により、地域内SSでの自動車用燃料の購入量は減少している。
- 利用者が少ない中山間地のSSでは、一定の固定経費がかかる一方販売量が少なく、持続的な経営が課題となっている。
- 資源エネルギー庁では、管内のSS数が3以下の市町村を「SS過疎地」として公表するとともに、「居住地と最寄りのSSまでの距離が15km以上離れている地域がある市町村」も公表している。長野県内では、SSの減少に伴い、SS過疎地等が増加している。

[長野県の状況]

	R2. 3. 31 現在		R5. 3. 31 現在
SS数が3以下の自治体数	31 市町村	➡	35 市町村
最寄りのSSまで15km以上離れているところがある市町村	10 市町村	➡	13 市町村

- 地域で唯一のSSが廃業してしまったため、存続を求める住民が、住民主体の運営を目指して協議会等を設置し、地域住民の出資により立ち上げた法人がSSの運営を行っている事例もある。

- ・また、同じ市町村内であっても、基幹集落から大きく離れた集落がある場合、その集落にあるSSが廃業してしまうと最寄りのSS³まで遠くなってしまい、住民生活や産業に大きな影響を及ぼすため、SSの維持は不可欠であることから、行政が関わりながら存続している事例もある。

【市町村の取組状況】

- ・県内市町村へSS過疎地の課題についてアンケート調査を行ったところ、約半数（37市町村・48.1%）の市町村でSS過疎地の課題認識はあるものの、対策に取り組んでいる市町村は8市町村（10.4%）のみだった。

[取組が進まない背景]

- ・自治体内でSSは十分確保できている、または住民が近隣自治体のSSを利用しているため、SSに関する住民からの要望がない。
- ・既存のSSが当面営業を継続する意向である、または事業者からの課題提起がない。

[取組事例]

- ・事業承継の相談窓口の設置
 - ・住民法人によるSSの運営
 - ・地元SSの利用促進
-
- ・対策に取り組んでいる市町村の中には、地域SSの廃業によりSSが無くなるという問題に直面し、住民の意向調査や住民との協議を行い、市町村が支援をしながらSSを存続させているところもある。

【市町村が主体となる取組と県や国の関わり】

現状・課題

県内のSSは年々減少しているが、SS事業者からの相談や住民からの要望がないため、対策に取り組んでいる市町村は少ない。

一方、予期せずSS事業者から廃業を告げられることもあり、対応に苦慮している場合もある。

そのため、SS事業者が廃業し、住民生活等に支障が生じる「困りごと」になる前から、地域のSS事業者の状況や燃料需要の特徴について把握しておく必要がある。

●市町村が主体となる取組

(1) S S事業者とのコミュニケーションの構築

S S廃業の要因は、需要減少等による経営難、事業者の高齢化・後継者難、施設老朽化等様々であるため、地域のS S事業者と日頃からコミュニケーションを取れる関係性を構築し、地域のS Sの状況を把握する。

やむを得ず廃業することになった場合でも、日頃からコミュニケーションを取っていた場合には、S Sの情報を早期に把握でき、対策を検討する時間を確保することができる。

(2) 地域の現状（燃料需要の特徴、燃料供給体制等）や今後の需要見通しの把握

◆ 地域の現状把握

地域における燃料供給体制、S Sの利用状況やニーズ、災害時の備えなど地域の燃料需要の特徴を把握しておく。

・ 地域の燃料需要の特徴の把握

例えば、

- ・ 高齢ドライバーが多いため、近隣でS Sの確保が必要。
- ・ 寒冷地のため、ホームタンクへの灯油宅配の需要が多い。
- ・ 除雪車向けの軽油を近隣で給油する必要がある。
- ・ 公共事業が多いため、建設業関係の軽油の需要が高い。
- ・ 農機具、農業用機械の燃料需要が高い。（近隣での調達が必要）
- ・ 地域に密着した事業用車両の燃料を近隣で確保できる体制が必要。

〔 事業用車両：バス（通学、コミュニティ）、タクシー、デイサービス、
買い物配送サービス等 〕

- ・ 役場や消防署など、行政関係車両の燃料を近隣で確保できる体制が必要。

・ 災害時における対応の検討

例えば、

- ・ 緊急車両や復旧に当たるトラック・重機等の優先供給について、想定される被災状況を踏まえた燃料供給体制の確保や必要な備蓄量について検討

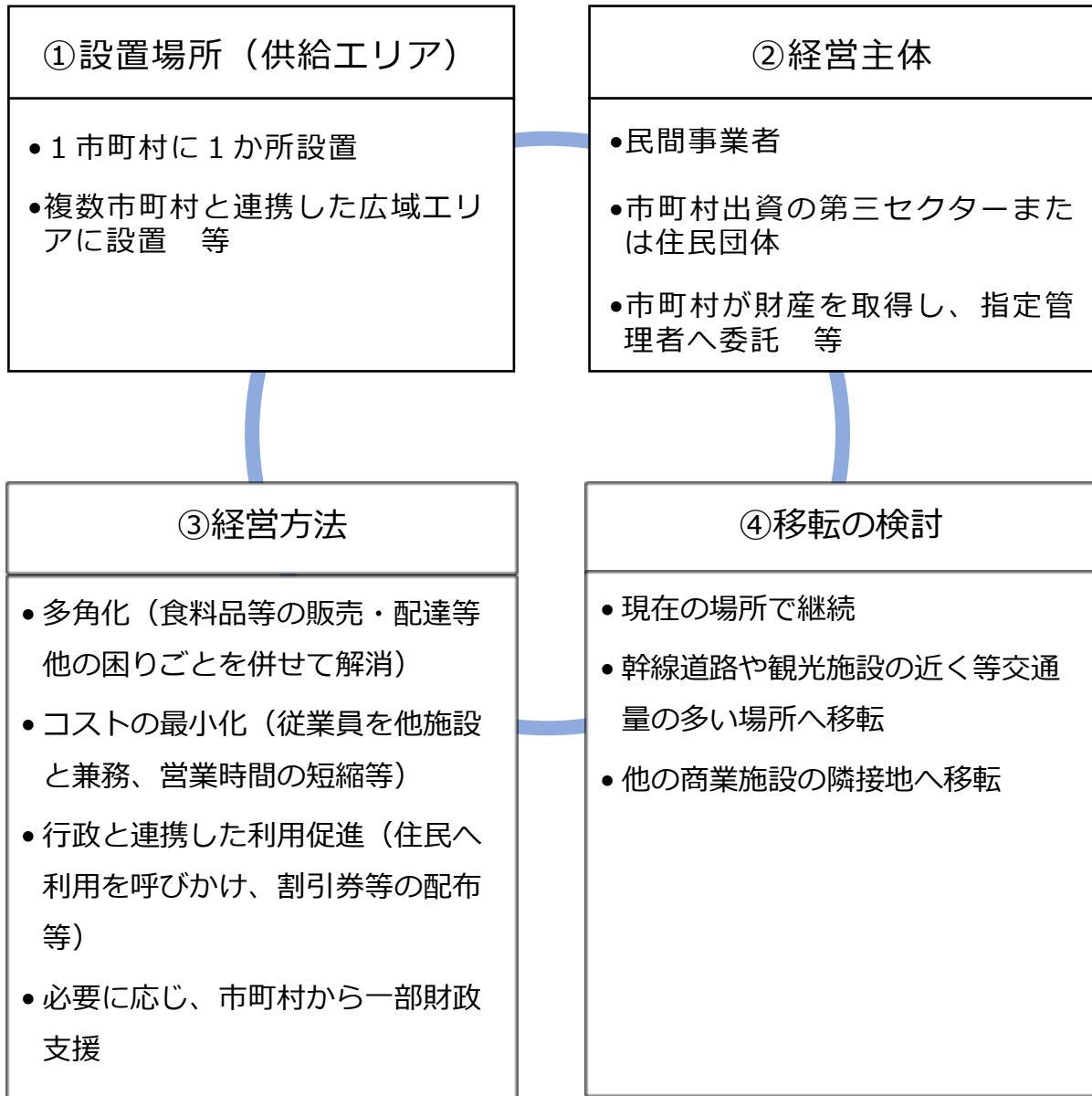
◆ 今後の需要見通しの把握

今後の人口動態や人口分布を踏まえ、今後の需要量の変化を把握する。

〔 概ね10年以上地域にS Sが必要となるか、継続して営業できるか、需要見通しを推定 〕

(3) 地域のSSのあり方に関する検討

地域の現状や今後の需要見通しの把握結果を踏まえ、どのようにSSを維持・設置するのか、設置場所（どこで）、経営主体（誰が）、経営方法（どのように経営していくか）、また、営業の継続に当たり、移転が必要な場合には、移転場所など様々な観点から検討を行う。



① 設置場所

- ・地域のSS事業者の意向、燃料需要の見通し、改修の可否等を踏まえ、自治体内に1か所のSSを維持するのか、近隣市町村と連携してSSの維持・確保を目指すのか地域の人口分布の予測や地理的条件等を踏まえて検討する。

【近隣市町村との連携パターン】

・パターン1 都市部と中山間地

- ・都市部では、燃料の販売量が多く、持続可能な経営が期待できることから、都市部の既存SSとの連携体制を構築することが想定される。また、中山間地の商圈になっていることが想定されるため、アクセスなどを考慮し、中山間地域の拠点となる都市部のSSを決定する。
- ・都市部のSSを中山間地域の拠点SSとすることについて、事業者や当該市町村と協議し、平時の利用のほか、災害時の供給についても協議を行う。
- ・灯油の配達エリアについても、空白が生じないように協議を行う。

・パターン2 中山間地と中山間地

- ・それぞれの地域の燃料需要見通しや集落の位置、アクセスのしやすさなどから拠点SSを決定する。
- ・既存のSSを活用するのか、また、アクセスが良くないなど住民の利用に支障がある場合には、関係市町村により将来計画を作成し、新たなSSの設置を検討する。
- ・需要が少なく、設備設置費用や運用費用等に行政による支援が必要な場合は、その負担割合について協議を行う。

② 経営主体

- ・現在運営している民間事業者が当面事業を継続する意向があるのか、継続が難しい場合には、住民団体による運営や出資、市町村出資の第三セクターによる運営、市町村の運営費補助等について検討する。
- ・また、市町村がSS事業者の施設を取得または借り受け、指定管理とするなど公設民営により運営している例もある。

③ 経営方法

- ・持続的に経営ができるよう、多角化等による収益の増加、業務の効率化等を検討する。
- ・また、行政と連携した利用促進や、必要に応じ行政からの財政支援を検討する。

【多角化や効率化、行政と連携した利用促進等の事例】

○多角化の取組

- ・ S S に併設している商店で主に日用雑貨等の販売のほか、食料品等の移動販売を実施
- ・ 併設する店舗で食品・日用品や農業資材等の販売のほか、高齢者等来店困難者には、配送や店舗への送迎サービスを実施
- ・ 移動販売と併せた見守り活動のほか、農産物の加工・生産・販売、小水力発電等を実施

○コストの最小化

- ・ 従業員の兼業（隣接施設との兼業、専従職員以外の職員の危険物取扱資格取得）
- ・ 営業時間の短縮（最低限必要な営業時間の検討）
- ・ 設備更新時の低コスト化（地上タンク、移動式燃料給油機の導入）
- ・ セルフ式の導入

○灯油配送の効率化

- ・ 配送日の固定化やホームタンクの大型化等により配送の効率化を図り、配達時間を減少

○行政と連携した利用促進

- ・ 地域住民へ、S S の維持管理の状況を説明し、地域 S S の活用を呼びかけ
- ・ 村民向けの割引券配布やポイントカードの導入

④ 移転の検討

- ・ 現在の場所では収益が見込めない場合や地下タンクの補強や更新、設備の老朽化等のほか、道の駅等地域の拠点施設の新設が計画されている場合等には、移転を含めて検討する。
- ・ 自治体主導による地域内 S S の承継や集約化等に関する計画策定のほか、計画に基づく S S の移転、集約化等に伴う S S の設備整備費用や設備撤去費用等について、国の補助事業を活用することが可能。

県内の運営例

市町村	① 設置場所	② 経営主体	③ 経営方法	④ 移転の検討
阿智村	村に1か所	住民共同出資による会社を設立	施設・設備は事業者から村へ譲渡、地元住民を雇用し人員を確保 村で、住民へ利用を働き掛けるほか、工業者にも優先的に利用を呼びかけ	既存場所
売木村	村に1か所	既存施設にて観光協会及び住民有志団体が引き継ぎ、営業を継続	村から運営費を補助 村民利用を図るため、利用（割引）券を配布	当初は既存場所だったが、地下タンクの使用期限等から道の駅隣接地に移転し、地上タンクの実証実験を実施 ツーリング等の新たな需要を取り込むことが期待される
栄村	村に2か所 国道沿いに1か所 国道から離れた集落に1か所	国道沿い（1か所）は民間企業 国道から離れたSSは、民間企業撤退により村出資の第三セクターが引き継ぎ営業	工事車両や除雪車の利用が多く、SSの維持は必要ではあるが、利益が少なく、村の支援について検討が必要	既存場所

地域ビジョンや集落計画策定時における燃料問題の検討

少子高齢化など地域を取り巻く環境に大きな変化がある中、住民または自治体により地域ビジョンや計画の策定等の検討がされている場合は、ガソリンや灯油など燃料確保も含めて検討を進めることで、「困りごと」になる前から検討が進められる。

● 県が主体となる取組

(1) 市町村の検討をサポート

関係団体（長野県石油商業組合等）の協力を得て、国・県の事業や先進事例を参考に、市町村に対する相談・支援窓口を設置し、市町村と共に検討を進める。

(2) 事業承継支援

「長野県事業承継・引き継ぎ支援センター」での相談（電話 026-219-3825）

[相談内容（例）]

- ・「事業承継の進め方が分からない」「事業承継に向けた計画を策定したい」など、事業承継全般に関する相談
- ・後継者が不在で、第三者承継やM&Aによる事業承継の相談

(3) 中小企業融資制度

◆ 経営健全化支援資金（防災・安全対策）

貸付対象者	石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方（施設の新築増築に伴うものは貸付対象外）
貸付限度	1億5000万円

◆ 信州創生推進資金（事業承継向け）

貸付対象者	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業承継・世継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方	
使用用途・貸付限度	設備	1億5000万円
	運転	3000万円（借換8000万円）

(4) 災害時における燃料の優先供給のための備蓄

災害発生時に重要施設や緊急車両が業務を継続できるよう、県石油商業組合と県との協定に基づき給油所、油槽所、住民拠点SSを活用し、災害時に活用できる燃料備蓄を図る。

- ・備蓄しているSS数及び備蓄量：120か所、1,309 kℓ
- ・県内平均備蓄量（※）：30%（約1週間の燃料の賄うことが可能）

※県内平均備蓄量＝県が災害時の重要施設や緊急車両に登録しているタンクの総容量に対し、この事業で備蓄する燃料の割合

●国による支援

(1) 地域における新たな燃料供給体制構築事業

① 燃料供給に関する計画策定支援

支援概要	市町村主導による燃料供給に関する計画の策定に要する経費への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は全国石油商業組合連合会) → 市町村	
補助対象等	申請資格	SS 過疎地等に該当する市町村
	補助対象	計画を策定する際に必要な諸経費
	補助対象経費上限	1000 万円 (750 万円まで補助)
	補助率	3/4

② 燃料供給に関する計画に基づく設備整備等支援

支援概要	市町村の燃料供給に関する計画に基づく設備整備等に要する経費への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は全国石油商業組合連合会) → 市町村	
補助対象等	申請資格	SS 過疎地等に該当する市町村 当該市町村に立地する SS 事業者
	補助対象	リニューアル、移設等による設備整備のために必要な諸経費
	補助対象経費上限	1 億円
	補助率	過疎法過疎地又は財政力指数 0.51 以下の市町村: 3/4 それ以外の市町村 1/2 中小企業 3/4

③ 技術開発・実証支援

支援概要	カーボンニュートラル、過疎化、人手不足等の課題克服に向けた新たな機器等の技術開発や実証事業に要する経費への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は全国石油商業組合連合会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者、設備の開発・製造を行う者、コンソーシアムの代表団体 ※実証事業はコンソーシアムに限る
	補助対象	事業を実施するに当たり必要な諸経費
	補助対象経費上限	1 億 5000 万円
	補助率	10/10

④ 先進的 SS 事業モデル構築

支援概要	給油所の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI 等を活用した業務効率化のために実施する、先進的なビジネスモデルの構築及び実証を行う事業を支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は全国石油商業組合連合会) → 揮発油販売	

	業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者、設備の開発・製造を行う者
	補助対象	事業を実施するに当たり必要な諸経費
	補助対象経費上限	4000万円
	補助率	10/10

(2) 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業

① 漏えい防止のための補強工事支援

支援概要	消防法に基づく石油製品の流出防止事故対策を行うことが必要な地下タンクに対し、FRPライニング施工工事、電気防食システム設置工事等への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は(一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者
	補助対象	内面ライニング工事に要する経費、電気防食システム設置工事に要する経費等
	補助対象経費上限	1000万円～300万円 (補助率をこれに乗ずる)
	補助率	2/3

② 地下タンク等の撤去支援

支援概要	給油所閉鎖時における地下タンク・配管を撤去する工事への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は(一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者
	補助対象	地下埋設物の撤去工事費、土壌浄化工事費
	補助対象経費上限	1000万円 (補助上限額 666万円)
	補助率	2/3

③ 地下タンクの効率化等支援

支援概要	地下タンクを効率化 (小型化又は簡易計量器等の導入) する際の工事への支援	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は(一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	SS過疎地等の揮発油販売業者、市町村
	補助対象	地下タンク・配管の入換工事費、土壌浄化工事費等
	補助対象経費上限	3000万円～2000万円 (補助率をこれに乗ずる)

	補助率	【総合計画等に位置付けのある地域】 中小企業 3/4、市町村所有 10/10 【総合計画等に位置付けない地域】 中小企業 2/3
--	-----	---

(3) 災害時に備えた地域におけるエネルギー拠点の整備事業

①地下タンクの入換・大型化支援

支援概要	既存の地下タンク・配管を二重殻タンク、樹脂製配管等に入れ換える工事への支援。なお、タンクの容量は入換前より増加することが必要。また、資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は (一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者、市町村
	補助対象	地下タンク・配管の入換工事費、タンク本体、土壌浄化工事、設計・申請手続き費等
	補助対象経費上限	2000 万円 (補助率をこれに乗ずる)
	補助率	【過疎地】 中小企業 3/4、非中小企業 1/4、市町村所有 10/10 【非過疎地】 中小企業 2/3、非中小企業 1/4

②ペーパー回収整備の導入支援

支援概要	計量器又は荷卸し設備をペーパー回収型に入れ換える等の場合の支援。資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は (一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者
	補助対象	ペーパー回収設備 (軽量機、荷卸し設備) 本体購入費、設置工事費等
	補助対象経費上限	1 台あたり 250 万円 (補助額上限 125 万円)
	補助率	1/2

③防水型計量機の導入支援

支援概要	計量器を防水型軽量機に入れ換える場合の支援。資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムへ登録すること等が条件。	
スキーム	国 → 民間団体等 (R5 は (一社) 全国石油協会) → 揮発油販売業者等	
補助対象等	申請資格	揮発油販売業者
	補助対象	防水型軽量機の本体購入費、設置工事費等

	補助対象経費上限	1台あたり250万円（補助額上限125万円）
	補助率	1/2

(4) 過疎対策事業債 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト分）

支援概要	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債（充当率100%）
対象事業	住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業

(5) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（過疎地域持続的発展支援交付金）

支援概要	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」において、生活支援や「なりわい」の創出等の住民が主体となって行う地域課題解決に資する取組を支援
事業概要	(1)対象地域：過疎地域をはじめとした条件不利地域 (2)事業主体：集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等） (3)対象事業：集落機能の維持・活性化プランに基づく取組 (4)交付対象経費の限度額：1500万円

(6) ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

事業区分	ローカル10,000【国庫補助事業】	ローカル10,000【地方単独事業】
支援概要	産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援	左欄の国庫補助事業に準ずる市町村の単独事業に対する特別交付税措置
補助率	1/2	0.5（措置率）
負担割合	原則 国1/2 地方1/2 【条件不利地域】 財政力0.25以上 国2/3 地方1/3 財政力0.25未満 国3/4 地方1/4 【重点支援事業】 脱炭素 国3/4 地方1/4 デジタル技術活用 国10/10	—
上限額	2,500万円（融資／公費 1～1.5） 3,500万円（融資／公費 1.5～2.0） 5,000万円（融資／公費 2.0～）	200万円（融資／公費 ～0.5） 800万円（融資／公費 0.5～1.0） 1,500万円（融資／公費 1～）
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費	施設整備費、機械設置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等
要件	①地域密着型 ②地域課題への対応	①地域密着型 ②地域課題への対応

③新規性 ④モデル性 ⑤地域金融機関等による融資	③新規性 ④融資又は民間クラウドファンディング等 ⑤有識者審査又は商工会議所等の確認
--------------------------------	--

●労働力の確保

就労人口の減少、不安定な経営状態から労働力の確保も深刻な問題であることから、以下の制度を活用することも考えられる。

(1) 特定地域づくり事業協同組合

- ・ 4者以上で組合を設立することでマルチワーカー（多業就労）の労働者派遣が可能
- ・ 地域の仕事を組合せて年間を通じた仕事にすることが可能
- ・ 運営費に対する国の交付金、地方財政措置がある

(2) 労働者協同組合

- ・ 行政庁の許認可が不要、3人以上の発起人による登記のみで法人格が付与される
- ・ 地域における多様な需要に応じた事業が実施可能

【取組事例】（出典：資源エネルギー庁発行「SS過疎地対策ハンドブック」）

(1) 阿智村

■ 経緯

2010年2月、JAが所有するSSの閉鎖にあたり、JAから委託を受けていた運営者から村へ支援要請があった。村では、高齢者向けの灯油配送や農業用の混合燃料販売も考慮し、会社設立や10年間の運営継続等を条件に支援を決定。地域住民の共同出資により「そのはらエスエス株式会社」を設立し、施設・設備はJAが村へ譲渡することで、2010年12月に公設民営の「そのはらSS」が再開した。

■ 主な取組内容・成果

- ・ 住民の自分ごと化
住民有志で委員会を立ち上げ、検討や関係機関との折衝、住民への出資の呼びかけを実施。その結果、地域住民の9割以上が出資に応じ、計200万円を出資して会社を設立
- ・ 運営体制の構築
事業継続には地下タンクの更新が必要であったため、村は設備更新費用を予算措置（1000万円）するとともに、JAからも同額の支援を受けることができた。
- ・ 需要の確保
村として住民へSSの利用を働きかけるとともに、工事業者にも優先的に利用を呼びかけている。
- ・ 担い手の確保
地域住民を雇用し、人員を確保

(2) 売木村

■ 経緯

2014年3月に、村唯一のSSが従業員の高齢化、地下タンクの使用期限到来を理由に閉鎖の意思を表明。これを受け、2015年に住民有志による「ガソリンスタンドを残す会」が発足し、存続について協議。その結果、売木村観光協会及び「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぐことになった。

しかし、タンク使用期限が2023年であることや、自律的な経営は厳しく村からの補助金により維持できている状態であること等を踏まえ、村は今後のあり方を検討することとし、2018年度に「SS過疎地対策計画」を策定。

計画を踏まえ、現在のSSを廃止する一方で、経済産業省の補助金により、道の駅の隣接地において地上タンク型SSの実証実験を実施。実証実験終了後（2020年）、その施設を村が借り受け、営業を続けることとなった。

■ 主な取組内容・成果

・運営体制の構築

生活機能の村内依存度や燃料の村内購入率の高さのほか、高齢者世帯の灯油宅配需要等から、村は、生活基盤の一つとしてSSが必要と判断し、協議会にオブザーバー参加するとともに、SSの継続決定後は運営費の補助を行っている。

・中長期に向けた取組

2018年度に村民アンケートを実施するとともに、「SS過疎地対策計画」を策定し、中長期の燃料供給のあり方について検討。これに基づき、地上タンク型SSの実証事業を実施。

・需要の確保

道の駅の隣接地への移転により、ツーリング客等の需要を取り込むことが期待される。また、村から村民へ利用券（割引券）の配布による村民の需要喚起を検討。

・担い手の確保

村民有志の「ガソリンスタンドを残す会」が運営を引き継ぐとともに、道の駅の業務と兼務することにより人手不足の解消を検討。